

当別町ふるさと納税寄附促進委託公募型プロポーザルにおける
企画提案書に関する質問に対する回答について

項目	質問事項	回答内容
(企画提案説明書) 10 企画提案書の記入上の留意事項について	企画提案書で提出するページ数に制限はあるか。 また、フォーマットに設けられている枠線の拡張は可能か。	企画提案書の表紙に記載のとおり企画提案書のページ数に制限はございません。また、様式に設けている枠線については、適宜拡張（体裁を変更）して構いません。
(企画提案説明書) 11 プロポーザル審査会における受託者の選定について	(2) 企画提案の審査に際し、「本業務における理解度、企画提案の内容、本業務への取組姿勢等を総合的に評価」とありますが、評価項目や基準、配点などが見当たりませんでした。企画提案の準備にあたり必要となりますためご案内お願い申し上げます。	企画提案の審査に係る主な評価項目及び基準は、企画提案説明書10の(2)に記載の事項になります。 また、配点については次のとおりとなります。 (企画提案説明書10の(2)に基づく配点) ①15点、②20点、③10点、④10点、 ⑤10点、⑥20点、⑧15点 計100点
(仕様書) 6の(2)ポータルサイトの管理運営業務について	③ポータルサイト以外の方法で寄附の申込みがあった場合は、申込者に対し、必要に応じて「当別町ふるさと納税カタログ」及び寄附申込書を送付するとともに、払込取扱票や振込口座の案内状を送付すること。なお、払込取扱票については、寄附者情報及び寄附情報等を予め印字の上、申込者へ送付すること。とありますが、送付にかかる郵便料金は、業務委託料に含まれるのでしょうか。	「当別町ふるさと納税カタログ」、「寄附申込書」、「払込取扱票」及び「振込口座の案内状」の送付に係る郵便料金は本委託料には含まれません。 なお、郵便料金については、本委託料とは別に受託者から請求をいただき、町が支出します。
(仕様書) 6の(6)ワンストップ特例申請書の受付に関する業務について	③上記②の受付作業後、ワンストップ特例申請書は、町が別途契約する「ワンストップ特例業務代行業者」が指定する提出先へ速やかに送付すること。とありますが、送付にかかる郵便料金は、業務委託料に含まれるのでしょうか。	町が別途契約するワンストップ特例業務代行業者へのワンストップ特例申請書の送付に係る郵便料金は本委託料には含まれません。 なお、郵便料金については、本委託料とは別に受託者から請求をいただき、町が支出します。
(仕様書) 6の(2)ポータルサイトの管理運営業務について	①における、管理運営するポータルサイトのうち、「さとふる」、「三越伊勢丹」に関しては各ポータルサイトが独自で管理運営を行う前提の契約である認識だが、この2つのポータルサイトにおける管理運営業務とは具体的に何を指すのか。	仕様書6の(2)には、町が運用を想定しているポータルサイトを記載していますが、ポータルサイトの管理運営業務の内容は、ご質問のとおり各ポータルサイト運営会社との契約により異なります。このため、ご質問の2つのポータルサイトを含めそれぞれの業務内容については契約締結後に町と各ポータルサイト運営会社との協議を踏まえ決定します。
(仕様書) 6の(6)ワンストップ特例申請書の受付に関する業務について	②における「ワンストップ特例業務代行業者」への送付の頻度に指定はあるか。	町が別途契約するワンストップ特例業務代行業者へのワンストップ特例申請書の送付頻度については、1週間に2回程度を想定しています。 ただし、年末年始など繁忙期については、原則毎日送付を想定しています。
	③における「ワンストップ特例業務代行業者」への送付に係る送料は委託費内負担か。	町が別途契約するワンストップ特例業務代行業者へのワンストップ特例申請書の送付に係る送料（郵便料金）は本委託料には含まれません。 なお、郵便料金については、本委託料とは別に受託者から請求をいただき、町が支出します。